注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

支払準備金

日本私立学校振興・共済事業団に係る財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）第33条第２項に基づき、当該事業年度における短期給付額の１／12に相当する金額を計上しております。

令和７年度決算においては、短期給付額の合計が194,304,567,046円となり、その１／12に相当する金額は16,192,047,254円（小数点以下切上げ）となります。

２．欠損金補てん積立金の計上基準

将来の欠損金の補てんに充てるため、日本私立学校振興・共済事業団会計規程（以下「会計規程」という。）第90条第１号に基づき、当該事業年度の利益金を当該事業年度以前３事業年度の短期給付額の平均額の10／100に相当する金額に達するまで欠損金補てん積立金として計上しております。

当該事業年度以前３事業年度の短期給付金の平均額（令和５年度185,186,397,239円、令和６年度189,088,281,031円、令和７年度194,304,567,046円、合計568,579,245,316円の１／３（平均）＝189,526,415,106円）の10／100に相当する額は18,952,641,511円（小数点以下切上げ）となります。

令和７年度期首における欠損金補てん積立金18,225,507,526円に対する不足額は727,133,985円となるため、積立金を取り崩し、欠損金補てん積立金に積み増すこととなります。

３．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
支払基金委託金	社会保険診療報酬支払基金との契約及び覚書に基づく委託金
掛金等振替未払金	短期勘定における保健経理及び共済業務勘定分の掛金の未払分
前受金	短期勘定における任意継続加入事前申込者からの振込分掛金等
支払準備金	短期給付額（医療給付）の支払いは、受診から２か月遅れで支払い、掛金は１か月遅れで納入されるため、決算時点では２か月分の債務と１か月分の債権があることになり、この差１か月分の支払いに備えるため、財会省令第33条第２項に基づき、当該事業年度における短期給付額の１／12に相当する金額を計上
欠損金補てん積立金	将来の欠損金の補てんに充てるため、規程に基づき、当該事業年度の利益金を当該事業年度以前３事業年度の短期給付額の平均額の10／100に相当する金額に達するまで欠損金補てん積立金として計上
保健給付	加入者及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡に関する法定給付
直営保健給付	私学事業団直営の東京臨海病院で受診した加入者及び被扶養者の診療にかかった費用の保険者負担分
休業給付	短期給付のうち、傷病手当金、出産手当金、休業手当金といった休業を理由として給与が減額された場合に生活費を補てんする給付
災害給付	短期給付のうち、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金といった給付
付加給付	法定給付の補てんとして行う現金給付
一部負担金払戻金	加入者が保険診療を受けた場合の一部負担金に対して、その負担を軽減することを目的とする給付
前期高齢者納付金	65歳以上75歳未満の人はその多くが国民健康保険に加入しており、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じているため、その調整を行う制度として、前期高齢者医療制度が創設された。調整財源となる納付金は、社会保険診療報酬支払基金に納付
後期高齢者支援金	医療制度改正により75歳以上の人は後期高齢者医療制度が適用となり、現役世代の支援として私学事業団は支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付
病床転換支援金	医療制度改正により、医療・介護療養病床を老人保健施設等へ転換することとされ、その事業を支援するため私学事業団は支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付
レセプト内容審査費	医療費の過払いを抑制する目的として実施する審査機関へのレセプト（診療報酬明細書）の内容審査費用
介護納付金	私学共済制度の加入者または被扶養者である、介護保険の第２号被保険者の負担部分を介護掛金として徴収し、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付
出産育児交付金収入	健康保険法等の改正により後期高齢者医療制度から出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みとなり社会保険診療報酬支払基金より交付
高齢者医療運営円滑化等補助金収益	被用者保険による後期高齢者支援金等の拠出金負担の軽減を目的に、国から短期勘定に交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

短期給付等に必要な流動性を確保しつつ、資金運用は安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金、預金及び有価証券（譲渡性預金）は信用リスクを内包しております。また、債権である未収入金は、信用リスクを内包しております。債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクを内包しております。これら運用資産等のリスクについては、関係法令等に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）、未収入金、未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。